

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁）

制 度 名		上場株式等の取得費の特例に関する所要の税制措置		
税 目		所得税		
要 望 の 内 容		<p>租税特別措置法第 37 条の 11 の 2 の規定により、居住者等が、平成 13 年 9 月 30 日以前から引き続き所有していた上場株式等を、平成 22 年 12 月 31 日までの間に譲渡した場合には、その上場株式等の取得費を、実際の取得費に代えて、平成 13 年 10 月 1 日における金融商品取引所等における最終売買価格の 80%相当額とすることができるが、この特例は、平成 22 年末に期限切れとなる。</p> <p>本特例について、恒久化等、所要の措置を講じること。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">減収見込額 （平年度）</td> <td style="text-align: center;">－百万円 （－百万円）</td> </tr> </table>	減収見込額 （平年度）	－百万円 （－百万円）
減収見込額 （平年度）	－百万円 （－百万円）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由		<p>(1) 政策目的</p> <p>取得費特例の対象となっている取得価額不明の上場株式等を、一定の取得価額を前提として譲渡できる制度を維持することで、当該株式を保有している個人投資家が安心して市場参加できる環境を整備する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>取得費特例を必要とする個人投資家が依然として存在するため、本措置を恒久化する必要がある。</p> <p>また、取得価額が不明な上場株式等を保有する個人投資家が、簡易な方法によりみなし取得価額を算出することができるため、投資家利便を確保する観点から有効である。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>取得費特例を恒久化することは、取得費が不明な株式を保有する個人投資家が安心して市場参加することにつながるため、妥当な措置である。</p>		
今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	Ⅱ. 1 金融サービスの利用者が安心してそのサービスを利用できること		
	政策の達成目標	投資家利便の確保		

	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	上場株式等の譲渡益の申告分離課税の導入後、大きな混乱が見られなかったことから、取得費の特例は一定の成果はあったと考えられる。
	租税特別措置の適用実績	取得費特例を適用して申告したと推測される者 平成18年 およそ15,000人 平成19年 およそ7,500人 平成20年 およそ7,500人 ※ 日本証券業協会実施のアンケート結果(非公表)から算出
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	上場株式等の譲渡益の申告分離課税の導入後、大きな混乱が見られなかったことから、取得費の特例は一定の成果はあったと考えられる。
	前回要望時の達成目標	個人投資家の投資促進により株式市場の活性化を図る。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	現在、取得費が不明な株式数はおよそ5.2億株あり、取得費が不明な株式を保有する投資家数は、88,500人程度存在する可能性があるためと推計されるため。 ※ 日本証券業協会実施のアンケート結果(非公表)から算出
これまでの要望経緯	平成15年1月から上場株式等の譲渡益について申告分離課税方式に一本化されたことに伴い、当該課税方式への円滑な移行に資するために特例措置が設けられた。なお、今回が初めての恒久化等の要望である。	